



産前産後期間の国民年金保険料

国民年金保険料が免除 産前産後期間 **(**)

住民課 年金係 265·3301

【免除期間】 出産予定日又は、 出産日が属する 【対象者】「国民年金第1号被保険者」で出産日 場合は、3か月前から6か月。 月の前月から4か月間。なお、多児妊娠の

【届出時期】 出産予定日の6か月前から届け出 が平成31年2月1日以降の人

【添付書類】 〈出産前に届書を提出する場合〉

〇母子健康手帳

〈出産後に届書を提出する場合)

○原則不要。ただし、 親子関係を明らかにする書類 帯の場合は、出生証明書など出産日及び 被保険者と子が別世

(個人番号 (マイナンバー) により届書を行

〇マイナンバーカード

※持っていない場合は左記を提示

①マイナンバーが確認できる書類 (通知カー

個人番号の表示のある住民票の写し)

②本人確認書類(運転免許証、パスポート) 在留カードなど)

補助金

フロック塀等撤去費の一部を補助

撤去費の一部を補助 危険なブロック塀等の

建設事業課 管理鉱害係 ☎65・3330

圕

の一部を補助する制度を実施します。 険なブロック塀等の撤去を行う場合に、 による被害防止や、避難路を確保するため、 桂川町では、 地震によるブロック塀等の倒壊 撤去費 危

【対象者】 町税などを滞納していないブロック塀等 の所有者

【対象となるブロック塀等】

①町内の道路に面した道路からの高さが1m 以上のブロック塀等

②補強コンクリートブロック造、 ③ブロック塀等の調査を行い、町で定めたブ と混用の場合を含む) 及び門柱であること の塀(フェンスその他これらに類するもの んが造、石造、コンクリートブロック造等) 組積造(れ

のもの

ロック塀等の診断カルテの点数が40点未満

【補助金額】

【注意事項】 撤去費用の3分の2 (上限16万円) ※補助は予算の範囲内で先着順で受け付け

◇補助を受けるためには、 必要です。 町との事前協議が

工前に申請してください。 ◇補助金を申請する場合は、 工事の契約や着



体験コース・相談コース スマホでの悩み解決いたします

間 社会教育課 社会教育係 ☎65・2007

スマートフォン教室開催します

んか?左記日程をご確認の上、ぜひご参加ください。 スマートフォンの利用でお困りのことはありませ

、募集期間】4月12日伙~4月22日儉

【申込先】 桂川町住民センター

【その他】 スマートフォンは事務局で準備いたします 【申込方法】 桂川町住民センター窓口のみで受け付け 及び内容について変更する場合があります。 ※新型コロナウイルス感染症拡大状況により、 ます。(電話申込不可) かじめご了承ください。 ※平日8時3分~17時15分 あら 開 催

	体験コース	相談コース
内容	スマホの操作体験	スマホの悩み相談
対象	桂川町在住者	桂川町在住者
定員	各10名	各6名
会場	桂川町住民センター	桂川町住民センター
受講料	無料	無料
開催日	5月12・26日 (iPhone) 6月9・23日 (Andoroid) 7月16・24日 (iPhone) ※月2日1セットです。	5月20日 6月17日 7月15日
時間	午前:10時~11時30分 午後:13時30分~15時	10時~11時30分